

お客様各位

消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます

このたび消費税法改正が決定したことを受け、10月1日以降の弊社における消費税の取り扱いについて、以下のように対応させていただきます。

2019年9月30日までに修理契約及びご入庫 又は修理契約及びご入庫予約を締結頂いた場合消費税率は8%でのご精算となります。なお、お客様のご都合によりご入庫予定日が変更となった場合はその限りではございません。

2019年10月1日以降の修理契約及びご入庫の場合、お見積もりが2019年9月30日以前であっても、消費税率は10%でのご精算となります。

皆様には誠に恐れ入りますが、ご理解・ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

2019年9月
昭栄自動車(株)